



# 住まい、まちなみ、環境

## 住まい

### 相談

#### ●民間賃貸住宅への住み替えに関する相談

問合先 住宅・空家相談窓口  
☎5744-1343

区内に1年以上居住し、転居先となる区内の民間賃貸住宅を探している住宅確保要配慮者(高齢者、障がい者、ひとり親、生活保護受給者、低額所得者、外国人)に対して、住まい探しの条件整理や助成事業等の案内をします。

①住宅確保支援事業、②転居一時金助成

詳しくは、高齢者世帯は88ページ、障がい者世帯は97ページ、ひとり親世帯は104ページをご覧ください。

#### ●ハクビシン・アライグマに関する相談

問合先 環境政策課(みどり推進・自然)  
☎5744-1365

ハクビシン・アライグマの被害にお困りの方を対象に、箱わなの設置による捕獲事業を無料で実施しています。

#### ●カラスの巣の撤去等に関する相談

問合先 環境政策課(みどり推進・自然)  
☎5744-1365

私有地内の巣または落下ヒナは、土地所有者が承諾した場合は無料で撤去、捕獲します。道路や公園、公共施設、電柱などの巣は管理者の連絡先をお知らせします。

#### ●近隣の中高層建築物の計画によって生じる問題等についての相談

問合先 建築調整課建築調整担当 ☎5744-1383

近隣の中高層建築物の計画によって生じる問題等についてご相談ください。またマンション等の中高層建築物については、建築主と近隣住民の双方から申し出があるときは、あっせんなど区役所内での話し合いの場を提供します。

#### ●空家に関する相談

問合先 住宅・空家相談窓口 ☎5744-1348

空家の適切な維持管理、利活用、相続等の相談に対しワンストップで対応します。

#### ●環境衛生営業施設について

問合先 生活衛生課環境衛生担当 ☎5764-0693

理容所、美容所、公衆浴場等の衛生についての相談に応じています。

### 区営・区民・都営住宅など

#### ●区営住宅・区民住宅

問合先 大田区住宅管理センター ☎3730-7325

申込用紙は、募集期間に大田区住宅管理センター、本庁舎および特別出張所で配布します。募集期間などは区報などでお知らせします。

#### ●高齢者住宅

問合先 高齢者住宅管理窓口 ☎5744-1346

シルバーピアと高齢者アパート(いずれも単身、二人世帯向)があります。

#### ●都営住宅・都民住宅

問合先 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

☎3498-8894

テレホンサービス

☎6418-5571

申込用紙は、募集期間に大田区住宅管理センター、本庁舎および特別出張所で配布します。募集期間などは区報などでお知らせします。

#### ●その他の住宅

公社住宅 東京都住宅供給公社公社住宅募集センター

☎3409-2244

UR住宅 UR都市機構東日本賃貸住宅本部

☎0120-411-363

## 住宅環境の改善

### ●生垣造成の助成

問合先 環境政策課(みどり推進・自然)

☎5744-1365

ブロック塀等を取り壊して生垣を造成する方、新たに生垣をつくる方に、費用の一部を助成します。

### ●植栽帯造成の助成

問合先 環境政策課(みどり推進・自然)

☎5744-1365

接道部にブロック塀等を取り壊して植栽帯を造成する方、新たに植栽帯をつくる方に、費用の一部を助成します。

### ●屋上緑化・壁面緑化の助成

問合先 環境政策課(みどり推進・自然)

☎5744-1365

住居もしくは、住居併用として使用される建築物の屋上・壁面を新たに緑化する方に、費用の一部を助成します。

### ●止水板設置助成

問合先 建築調整課地域道路整備担当 ☎5744-1308

区内に存する又は新たに建築される建築物に止水板を設置する場合、設置に伴う経費の一部を助成します。

▽助成対象区域 区内で過去に浸水被害が発生した地域又は発生のおそれがある地域

▽止水板設置工事の助成限度額・助成率

個人…限度額100万円、助成率4/5

※区内に住居登録のない個人は50万円

法人…限度額150万円、助成率3/5

▽簡易型止水板購入の助成限度額・助成率

個人…限度額25万円、助成率4/5

法人…限度額20万円、助成率3/5

### ●雨水浸透施設設置助成

問合先 建築調整課地域道路整備担当 ☎5744-1308

各家庭の屋根に降った雨水を地下に浸透させるために宅地内に雨水浸透ますを設置する場合、区が定める工事費を助成します(上限は40万円まで。40万円以下の場合、本人負担なし)。

▽助成対象地域 埋立地以外の大田区全域

※対象地域であっても①急傾斜地②隣地との境界に段差があるところ③地下水位が高い場所(おおむね地表面より1m以内)などには適しませんので除きます。また、大田区開発指導要綱の適用を受ける建築物は対象外となります。

### ●雨水タンク設置助成

問合先 建築調整課地域道路整備担当 ☎5744-1308

屋根に降った雨水を貯めて、植木や庭への散水、夏場の打ち水などに利用するタンクを設置する場合、設置工事費の一部を助成します。

▽小型タンク(500ℓ未満)を設置する場合の助成額(上限は1基につき4万円、1敷地につき2基まで)

個人の方…(本体価格+設置工事費)×2/3

その他……(本体価格+設置工事費)×1/2

▽大型タンク(500ℓ以上)の助成もありますのでご相談ください(上限は30万円まで)。

### ●浄化槽に関する相談など

| こんな時              | 問合先                       |
|-------------------|---------------------------|
| 設置・撤去・休止・再開する場合   | ごみ減量推進課(指導)<br>☎5744-1629 |
| 清掃や保守点検に関する相談     |                           |
| 新築・増改築する建物に設置する場合 | 建築審査課設備審査担当<br>☎5744-1391 |

## 住宅のリフォーム

### ●住宅リフォーム助成

問合先 住宅・空家相談窓口

☎5744-1343 ⑤5744-1558

区内に主たる事業所(本社)がある中小事業者が区が定めるリフォーム工事を発注する場合、工事費用の一部を助成します。工事開始前に事前申込(仮申請)の手続きが必要となります。詳細はお問い合わせください。

### ●住宅金融支援機構の融資

問合先 住宅金融支援機構お客様コールセンター

☎0120-0860-35

新築、購入、リフォームなどの融資があります。

## 建築物を建てるときは

### ●不動産の登記、謄本の請求など

問合先 東京法務局城南出張所 鶴の木2-9-15

☎3750-6651

### ●登録免許税の軽減

問合先 建築審査課管理調査担当 ☎5744-1386

新築・購入した住宅を登記する際、一定の要件を満たすと租税特別措置法により登録免許税が軽減されます。この手続きに必要な住宅用家屋証明書を発行します。

### ●建築業者について調べる

問合先 東京都都市整備局建設課 ☎5388-3351

### ●建築工事請負契約上の紛争解決のあっせん、調停、仲裁など

問合先 東京都都市整備局調整課工事紛争調整担当

☎5388-3376

### ●半地下建築物の排水設備に係る事前相談

問合先 東京都下水道局南部下水道事務所お客さま

サービス課排水設備担当 ☎5734-5043

豪雨時に排水口から下水が逆流して思いがけない被害を受けることがあります。半地下建築物を建てる時は、建築確認申請をする前に下水道局と排水設備について事前相談してください。

# まちづくり

## まちづくりに関する情報を調べる

まちづくり情報閲覧コーナーでは、右表の情報を閲覧・取得できます。

都市計画・景観計画情報・指定道路情報等については、インターネットサービス「まちマップおおた」(大田区HP内)でも確認できます。

URL : <https://www2.wagmap.jp/ota/Portal>



問合先 まちづくり情報閲覧コーナー(本庁舎7階)  
都市計画課計画調整担当 ☎5744-1333

| 取得できるもの        | 手数料    |
|----------------|--------|
| 都市計画・景観計画情報    | 200円/件 |
| 建築計画概要書        | 300円/件 |
| 建築確認台帳記載事項証明書  | 300円/件 |
| 指定道路調書         | 200円/件 |
| 土砂災害公示図書       | 100円/枚 |
| 開発登録簿(A3縮小版)   | 300円/件 |
| 盛土規制法調書(A3縮小版) | 300円/件 |
| 地盤資料           | 300円/件 |

## 建築に関する届出、助成など

| 届出の種類                          | 届出が必要なときなど                                                                                  | 問合先                       |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 土地を買ったり、家を建てる時の事前確認            | 用途地域や都市計画道路(都市計画施設)等のお問い合わせ(照会)は「まちマップおおた」又は本庁舎7階まちづくり情報閲覧コーナーでご覧いただけます。                    | 建築審査課建築指導担当<br>☎5744-1387 |
| 建築物等を建てる時の確認申請                 | 建築物の新築、増築、改築、移転等をする場合や、高さが2mを超える擁壁など特定の工作物をつくる場合は、事前に確認申請が必要になります。                          | 建築審査課建築審査担当<br>☎5744-1388 |
| 建築物省エネ法による各種手続き                | 建築物省エネ法による各種手続き(適合性判定、認定)については問合先に確認してください。                                                 | 建築審査課設備審査担当<br>☎5744-1391 |
| 長期優良住宅を建てる時の認定申請               | 長期優良住宅を建築しようとする方は、住宅の建築と維持保全に関する計画を作成して工事着工前に認定申請が必要になります。                                  | 建築審査課建築審査担当<br>☎5744-1388 |
| 低炭素建築物を建てる時の認定申請               | エコまち法で定める低炭素建築物の認定申請をしようとする場合は工事着工前に申請が必要になります。                                             | 建築審査課設備審査担当<br>☎5744-1391 |
| 建築物等を建てる時の緑化計画書                | 敷地面積300㎡以上(公共250㎡)で建築物の新築、増築、改築等を行なう場合は事前にみどりの条例に基づく緑化計画書の提出が必要になります。                       | 建築審査課建築指導担当<br>☎5744-1387 |
| 住宅の宅地開発や大規模施設又は共同住宅等を建てる時の事前協議 | 道路を新設する宅地開発を行う場合や、一定の面積を超える建築物や15戸以上の共同住宅等の建築を行う場合は、地域力を生かした大田区まちづくり条例に基づく事前協議の手続きが必要になります。 | 建築審査課建築指導担当<br>☎5744-1334 |
| 福祉のまちづくりに関する届出                 | 不特定かつ多数の方が利用する施設等(医療施設、飲食店、物販店舗など)を新設・改修等するときは、その建築物等の用途と規模に応じて届け出が必要になります。                 | 建築審査課建築指導担当<br>☎5744-1387 |
| 景観計画の届出                        | 建築物等の新築・増築・改築・模様替え・外観の変更を行う場合は、一定の面積や高さをを超える建築物について、届出が必要になります。                             | 建築審査課建築指導担当<br>☎5744-1387 |
| 中高層建築物を建てる時の周知                 | 一定の高さをを超える建築物については、標識を設置してその計画を近隣住民に説明する必要があります。標識設置の前に図面等を持参して事前の打合せをお願いします。               | 建築調整課建築調整担当<br>☎5744-1383 |
| 住居表示の届出                        | 建物を新築または建替するときは、住居表示の届出が必要です。窓口、郵送または電子申請にて届出てください。届出後、建物の位置・出入口等を確認して番号を決定し、表示板プレートを交付します。 | 戸籍住民課戸籍住民担当<br>☎5744-1185 |
| 建設リサイクル法による届出                  | 建築物の解体や新築・増築・修繕・模様替、建築物以外の解体・新築等(土木工事等)をするときは、工事の発注者(建築主)は工事着手日の7日前までに分別解体等の計画等の届出が必要です。    | 建築審査課建築指導担当<br>☎5744-1384 |



| 届出の種類          | 届出が必要なときなど                                                                                                        | 問合せ先                         |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 耐震診断、耐震改修工事助成等 | 昭和56年5月31日以前に建築された建築物について、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事の費用の一部を助成します。助成を受けるためには所有者による申請が必要です。その他にも助成制度があります。事前に問合せ先に確認してください。 | 防災まちづくり課耐震改修担当<br>☎5744-1349 |
| がけ等の整備工事助成     | がけ・擁壁の崩壊から区民の生命や財産を守るため、危険ながけ等の整備について工事費用の一部を助成します。助成を受けるためには所有者による申請が必要です。事前に問合せ先に確認してください。                      | 防災まちづくり課耐震改修担当<br>☎5744-1349 |

## 土地売買、開発

### ●土地の価格水準を知りたい

問合せ先 経理管財課 ☎5744-1166

地価公示価格(地価公示法に基づき国が年1回公示)と東京都基準地価(国土利用計画法施行令に基づき年1回告示)が、土地取引引き価格の指標として公表されています。国土交通省及び東京都のホームページで閲覧できます。

### ●土地売買の届出

問合せ先 経理管財課 ☎5744-1166

都市計画施設等の区域内(道路・公園等の区域を含む)の土地で面積が200㎡以上の土地及び市街化区域の土地で、5,000㎡以上の土地を有償で譲渡しようとする場合は、譲渡しようとする日の3週間前までに届出が必要です。また、面積が2,000㎡以上の土地を売買など取引(取引の予約も含む)をする場合は、契約を締結した日から起算して2週間以内に届出が必要です。

### ●不動産業者について調べたい

問合せ先 東京都住宅政策本部不動産業課  
☎5320-5072

### ●開発許可の申請

問合せ先 建築審査課建築指導担当 ☎5744-1334

500㎡以上の土地で開発行為を行うときは、都市計画法に基づく開発許可の申請が必要です。

## まちづくり活動への支援

問合せ先 鉄道・都市づくり課鉄道・都市づくり担当  
☎5744-1356

地域における自主的なまちづくり活動を推進するための支援事業として、地区まちづくり協議会を設立しようとする団体の設立準備や区から認定を受けた地区まちづくり協議会の活動に対する支援、地区計画素案を策定しようとする団体に対する支援を行います。詳細はお問い合わせください。

## 羽田空港周辺の民家防音工事により設置した空調機器の取替

問合せ先 環境政策課(美化・空港周辺対策)  
☎5744-1335

### ▽空調機器の取替工事

防音工事、更新工事等により設置、更新した空調機器で、10年以上の使用により故障等で機能が低下した場合に、空調機器を取替える工事費の補助をします。

※取替工事が何回目かによって、補助要件や内容が異なります。

※民家防音工事は、防音工事対象区域内に、昭和52年4月2日時点に所在した住宅が対象です。

※建替等を行った住宅については、建替住宅の補助要件に該当しない場合は補助の対象になりません。

※詳細はお問い合わせください。

## 環七・環八・中原街道沿道の住宅防音工事助成

問合せ先 建築審査課建築指導担当  
☎5744-1387

環状七号線、環状八号線及び中原街道の一部の沿道において、住宅などを交通騒音から守るために防音工事を行う場合は、その費用の一部を助成します。詳細はお問い合わせください。



住まい、  
まちなみ、  
環境

# 道路、公園

## 道路

### ●道路に関する連絡・相談

| こんなとき          | 内容                                                                                                                                                                  | 問合せ先                           |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 道路の陥没などを見つけたとき | 道路の陥没や冠水、ガードレールやカーブミラーの破損を見つけたときは、ご連絡ください。<br>区道…各地域基盤整備課(⇒27P)<br>都道(環状七・八号線、中原街道など)…東京都建設局第二建設事務所 ☎3774-0313<br>国道(第一・第二京浜国道)…国土交通省関東地方整備局東京国道事務所品川出張所 ☎3799-6315 |                                |
| 道路を使用したいとき     | 商店街の装飾灯、アーチ、アーケード、工事用足場、仮囲い、架空線など、道路を使うときは、道路占用許可を受けるとともに、所轄警察署の道路使用許可を受けてください。                                                                                     | 道路課占用担当<br>☎5744-1723          |
| 屋外広告を出すとき      | 屋外に看板などの広告物を出すときは許可が必要です。また、広告物を道路上空に突き出した場合は、さらに道路占用許可が必要です。                                                                                                       |                                |
| 沿道掘削工事をするとき    | ビルなどの建築工事で、道路沿いの敷地を掘削するときは、工事の概要を届け出て協議をしてください。                                                                                                                     | 道路課占用担当<br>☎5744-1725          |
| 道路の構造を変えたいとき   | 家屋の新築や増築などで、道路の形態を変えたいとき(L形側溝の切り下げ等)やガードレールや標識の撤去、移設などを行うときは、工事の概要を届け出て承認を受けてください。                                                                                  |                                |
| 区道の街路灯が故障したとき  | 街路灯がつかないときや、つきっぱなしのときはご連絡ください。                                                                                                                                      | 各特別出張所<br>(⇒29・30P)            |
|                | 街路灯が損傷しているときはご連絡ください。                                                                                                                                               | 各地域基盤整備課地域基盤整備担当(道路)<br>(⇒27P) |
| 私道を区道等にしたとき    | 行止りでないこと、幅員が2.7m以上あること、舗装状態が良好などの条件に全てあてはまる私道は、所有者からの寄付により区が区道等として維持管理を行います。                                                                                        | 道路課道路台帳・認定・境界担当<br>☎5744-1313  |
| 狭あい道路の拡幅整備     | 狭あい道路(建築基準法第42条第2項道路)に接する土地で新築や増改築する際は、確認申請の前に拡幅整備についての協議が必要となります。                                                                                                  | 建築調整課地域道路整備担当<br>☎5744-1308    |

### ●私道に関する助成

問合せ先 建築調整課地域道路整備担当

☎5744-1308

| 助成の種別             | 内容                                                        |
|-------------------|-----------------------------------------------------------|
| 私道の舗装費用助成         | 一定の要件にあてはまる私道の舗装には、区が定める工事費の9割を助成します。                     |
| 防犯灯(私道)の工事費助成     | 交付要件や設置基準が定められています。町内の私道の防犯灯の配置状況等検討のうえ、自治会・町会でお申し込みください。 |
| 私道に下水道を引くときの工事費助成 | 助成要件を備えている場合、区が定める工事費の一部を助成します。                           |

## 公園

### ●公園施設を運動会・お祭り等で使うとき

問合せ先 各地域基盤整備課(⇒27P)

公園の全部または一部を使用して運動会やお祭り及び交流会等を行うときは、許可を受けてください。

### ●公園・緑地内のスポーツ施設

問合せ先 各公園事務所、各地域基盤整備課(⇒27P)

公園・緑地内にはさまざまなスポーツ施設があります。利用方法等については、44ページをご覧ください。

### ●公園・緑地の維持管理

問合せ先 各地域基盤整備課(⇒27P)

遊具の損傷を見つけたらご連絡ください。

# 環境、公害

## 大気、河川、海域環境の異常をみかけたら

問合先 環境政策課(広域監視・調査)  
☎5744-1367

工場・事業場の事故が原因で、地域の大気環境に異常が感じられる場合及び、河川・海域での多量の魚の浮上や多量の油の流出、異常な着色等が見られる場合は、ご連絡ください。

## 工場や工事を始めるときは

問合先 環境政策課(工場認可・指導)  
☎5744-1369

工場などの新設・変更、騒音・振動を伴う建設工事やアスベスト除去の工事を行うときは、認可申請・届け出を行ってください。

## 騒音計・振動計の貸出し

問合先 環境政策課(工場認可・指導)  
☎5744-1369

区内で発生している公害などを測定するためにご利用ください。

## 悪質排水を流さないために

問合先 令和島以外 東京都下水道局南部下水道事務所  
☎5734-5045  
令和島 東京都下水道局東部第一下水道事務所  
☎3645-9648

規制値以上の下水を流すおそれのある事業場は、工程を工夫するなどの改善を行うか、廃水の処理をしなければなりません。その際は事前に除害施設設置等の届出をしてください。なお、除害施設などの設置を計画している方は、国や都の融資制度が活用できる場合があります。

## 光化学スモッグ

問合先 環境政策課(広域監視・調査)  
☎5744-1367

春から秋ごろの日差しの強い日は、光化学スモッグに注意してください。注意報の発令については、防災行政無線や区ホームページ、SNS等でお知らせします。

発令があったときは、屋外での活動や車の使用を控えましょう。また、目がチカチカしたり、のどに痛みを感じたときは、洗眼やうがいをして、最寄りの地域健康課(→27P)に連絡してください。土・日曜、祝日の場合は、東京都医療機関案内サービスひまわり(☎5272-0303)聴覚障がい者用(FAX 5285-8080)へ連絡してください。

## アスベスト(石綿)対策

問合先 環境政策課(工場認可・指導)  
☎5744-1369

アスベストを吸い込むと、肺がんや悪性中皮腫などの健康被害を引き起こす恐れがあります。そのため、アスベストが使用された建築物、工作物の解体・改修時には飛散防止対策が必要です。また、一定規模以上の工

事については、事前調査結果の報告が義務付けられています。原則、石綿事前調査結果報告システムで行っていただきますが、紙様式で報告する場合、提出先は、以下のとおりです。

| 相談・指導・助成など                         | 問合先                                                                                            |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 石綿(アスベスト)健康被害救済制度(→80P)            | 健康医療政策課 ☎5744-1246                                                                             |
| 大気汚染防止法による事前調査結果報告書の提出             | 環境政策課(工場認可・指導) ☎5744-1369                                                                      |
| アスベスト除去工事に対する指導                    | 環境確保条例・大気汚染防止法について…<br>環境政策課(工場認可・指導) ☎5744-1369<br>石綿障害予防規則について…<br>大田労働基準監督署安全衛生課 ☎3732-0175 |
| アスベスト分析調査費用の助成                     | 防災まちづくり課耐震改修担当 ☎5744-1349                                                                      |
| アスベスト除去・飛散防止工事に必要な資金に対する中小企業融資あっせん | 産業経済課融資係 ☎3733-6185                                                                            |
| 住宅リフォーム助成事業(対象工事にアスベスト除去工事あり)      | 住宅・空家相談窓口 ☎5744-1343                                                                           |
| 区立施設・教育施設に関すること                    | 施設保全課施設保全担当 ☎5744-1396                                                                         |



住まい、まちなみ、環境

## 緑の保護

問合先 環境政策課(みどり推進・自然)  
☎5744-1365

### ●樹木・緑地の保護

区内の貴重な緑の保護のため、一定基準以上の樹木や緑地を保護樹木・緑地に指定し、維持管理費用を一部助成します。対象は、樹木、つる性樹木、緑地(樹林、生垣、並木)です。



住まい、  
まちなみ、  
環境